

ETC カード特約

第1条（定義）

1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社または都道府縣市町村である道路管理者のうち、株式会社横浜銀行（以下「当行」という）が指定する者としてします。
2. 「ETC システム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器に ETC カードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとしてします。
3. 「ETC カード」とは、ETC システムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有する IC カードの総称としてします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置の総称としてします。
5. 「路側システム」とは、ETC システムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置としてします。

第2条（ETC カードの貸与と取扱い）

1. 当行は、当行が発行する横浜バンクカード（以下「カード」という）の個人会員が、本特約および横浜バンクカード会員規定（以下「会員規定」という）を承認の上所定の方法で申し込みをし、当行が適当と認めた方（以下「会員」という）に対し、ETC カードをカードに追加して発行・貸与します。
2. 会員は ETC カードの裏面に署名を行わないものとします。
3. ETC カードの所有権は当行に属します。ETC カードは ETC カード表面に印字された会員本人以外は使用できません。
4. 会員は、ETC カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、ETC カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由のいかんを問わず、ETC カードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。

第3条（ETC カードのご利用）

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETC カードを通行料金の支払い手段とすることができます。
2. 前項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETC カードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。

第4条（ご利用代金の支払い）

1. 会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規定に従いカードの利用代金と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いに係る支払期日および支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規定を準用します。ただし、カードの支払区分が「あとからリボ」の場合はリボルビング払いに関する会員規定の定めに基づき支払い、「マイ・ペイすリボ」の場合は特約の定めに基づき支払うものとします。

第5条（ご利用枠）

ETC カードは、カードの利用枠の範囲内で利用できるものとします。会員がカードの利用枠を超えて ETC カードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第6条（ETCカードの年会費）

会員は、カードの年会費とは別に、ETC カードの年会費を当行所定の方法で支払うものとします。本年会費は、理由のいかんを問わず返却いたしません。

第7条（利用疑義）

当行からの利用代金の請求は、ETC システムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当行への支払義務は免れないものとします。

第8条（紛失・盗難）

1. ETC カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員は、その ETC カード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 会員は、ETC カードが紛失・盗難にあった場合、速やかに当行所定の方法により当行に届け出るとともに、最寄警察署に届け出るものとします。
3. 当行は ETC カードが第三者によって拾得される等当行が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるかと判断した場合、当行の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員はあらかじめ承諾するものとします。

第9条（会員保障制度）

1. 前条1項の規定にかかわらず、当行は、会員が紛失・盗難により他人に ETC カードを

不正利用された場合であって、前条2項の警察並びに当行への届け出がなされたときは、これによって会員が被る ETC カードの不正利用による損害をてん補します。

2. 保障期間は、ETC カードの入会日から ETC カードの有効期限までとします。
3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
 - (1)会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員が ETC カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものと見なします。
 - (2)損害の発生が保障期間外の場合
 - (3)会員の家族・同居人・ETC カードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (4)会員が本条4項の義務を怠った場合
 - (5)紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6)前条2項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の61日前以前に生じた損害
 - (7)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (8)その他本特約および会員規定に違反する使用に起因する損害
4. 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行がてん補に必要なと認める書類を当行に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第10条 (ETC カードの有効期限)

1. ETC カードの有効期限は、当行が指定するものとし、ETC カード表面に記載した月の末日までとします。会員は有効期限経過後の ETC カードを直ちに切断・破棄するものとします。
2. ETC カードの有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当行が引き続き会員として認める場合には、新しい ETC カードと本特約を交付します。ただし、届出住所宛に当行が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
3. ETC カードの有効期限内における ETC カード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとします。

第11条 (退会)

1. 会員が ETC カードを退会する場合は、ETC カードを添え、当行に所定の届出用紙を提出する方法により当行に届け出るものとします。
2. 会員がカードを退会する場合は、会員の ETC カードも同時に退会となるものとします。

第12条 (再発行)

1. ETC カードの再発行は、当行所定の届け出を提出していただき当行が適当と認めた場

合に限り行います。この場合、会員は当行所定の ETC カード再発行手数料を支払うもの
とします。

2. ETC カードの再発行により ETC カードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、登録型割引制度（以下「登録型割引制度」という）を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続き完了するまでの ETC カードの利用が登録型割引制度の対象とならないことをあらかじめ承諾するものとし、当行は、ETC カードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとし、

第 13 条（利用停止措置）

当行は、会員が本特約もしくは会員規定に違反した場合または ETC カードもしくはカードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合、会員に通知することなく ETC カードの利用停止措置をとることができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとし、当行は、ETC カードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとし、

第 14 条（免責）

1. 当行は、会員に対し、事由のいかんを問わず、道路上または料金所での事故、ETC システムおよび車載器に関する紛議に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとし、
2. 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ず ETC カードの作動確認を行うものとし、作動に異常がある場合には、ETC カードの使用を止め、直ちに当行に通知するものとし、
3. 当行は、ETC カード機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとし、
4. 当行は登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとし、
5. 会員は、当行及び道路事業者等の定める所定の条件を充足した場合には、ETC カードを第 3 条第 1 項に定める利用目的以外の用途に利用（以下「多目的利用」という）することができる場合があります。この場合において、会員は、会員規約、本特約および多目的利用のサービスを提供する事業者が定める利用規約等に従って ETC カードを利用するものとし、当行は、事由の如何を問わず、多目的利用のサービスに関しては一切の責任を負担せず、当該サービスに関連して生じる一切の紛議（ETC システムや車載器に係るものも含む）の解決及び損害賠償についても責任を負わないものとし、

第 15 条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当行から変更内容を通知または公表した後、または新特約を送付した後に ETC カードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第 16 条 (ETC システム利用規程の遵守)

会員は、道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を遵守し、ETC カードを利用するものとします。

第 17 条 (会員規定の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規定を適用するものとします。

以上

2022 年 4 月改定